

食品衛生管理者・食品衛生監視員養成施設自己点検表

養成施設名:

課程の別: 昼間・夜間・通信・その他()

修業年限:()年

法…食品衛生法

施行令…食品衛生法施行令

施行規則…食品衛生法施行規則

本表は養成施設等の適正な管理・運営に資するため作成したものであり、定期的に更新を行いますが、諸般の事情により更新が遅れる場合もありますので、各養成施設等においては直近の法令や通知等によりご確認のうえ、ご活用ください。(平成27年4月1日作成)

点検項目		判定	確認書類												
1	<p>学生に関する事項</p> <p>(1)学則に定めた入学定員が遵守されているか。 (注)入学定員が1人でも超過すれば、「否」を選択</p>	適・否													
2	<p>施設設備等に関する事項</p> <p>(1)法別表の第2の欄に掲げる機械器具を備えているか。</p> <p>法別表(第2の欄(抄))</p> <table border="1"> <tr><td>遠心分離機</td></tr> <tr><td>純水製造装置</td></tr> <tr><td>超低温槽</td></tr> <tr><td>ホモジナイザー</td></tr> <tr><td>ガスクロマトグラフ</td></tr> <tr><td>ガスクロマトグラフ質量分析計 (食品に残留する農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の検査に行う者に限る。)</td></tr> <tr><td>原子吸光分光光度計</td></tr> <tr><td>高速液体クロマトグラフ</td></tr> <tr><td>乾熱滅菌器</td></tr> <tr><td>光学顕微鏡</td></tr> <tr><td>高圧滅菌器</td></tr> <tr><td>ふ卵器</td></tr> </table>	遠心分離機	純水製造装置	超低温槽	ホモジナイザー	ガスクロマトグラフ	ガスクロマトグラフ質量分析計 (食品に残留する農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の検査に行う者に限る。)	原子吸光分光光度計	高速液体クロマトグラフ	乾熱滅菌器	光学顕微鏡	高圧滅菌器	ふ卵器	適・否	・備品類目録
遠心分離機															
純水製造装置															
超低温槽															
ホモジナイザー															
ガスクロマトグラフ															
ガスクロマトグラフ質量分析計 (食品に残留する農薬取締法第1条の2第1項に規定する農薬の検査に行う者に限る。)															
原子吸光分光光度計															
高速液体クロマトグラフ															
乾熱滅菌器															
光学顕微鏡															
高圧滅菌器															
ふ卵器															
3	<p>教育に関する事項</p> <p>(1)規則別表第14に定める学科ごとに1科目以上履修させ、その単位数の合計は22単位以上であるか。 (施行規則第50条第2号) (施行規則と異なる科目名称で開講している場合、対応する科目名が明確になっているか。)</p> <p>規則別表第14</p> <table border="1"> <tr><th>学科</th><th>科目</th></tr> <tr><td>化学</td><td>分析化学、有機化学、無機化学</td></tr> <tr><td>生物化学</td><td>生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学</td></tr> <tr><td>微生物学</td><td>微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学</td></tr> <tr><td>公衆衛生学</td><td>公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学</td></tr> </table>	学科	科目	化学	分析化学、有機化学、無機化学	生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学	微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学	公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学	適・否	・学則 ・教育課程表 ・シラバス ・講義録 ・出勤簿 ・出席簿		
学科	科目														
化学	分析化学、有機化学、無機化学														
生物化学	生物化学、食品化学、生理学、食品分析学、毒性学														
微生物学	微生物学、食品微生物学、食品保存学、食品製造学														
公衆衛生学	公衆衛生学、食品衛生学、環境衛生学、衛生行政学、疫学														
	<p>(2)上記に掲げる科目及び規則別表第15に掲げる科目を履修させ、その単位数が合計40単位以上であるか。 (施行規則第50条第3号) (施行規則と異なる科目名称で開講している場合、対応する科目名が明確になっているか。)</p> <p>規則別表第15</p> <table border="1"> <tr><td>水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目</td></tr> </table>	水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目	適・否												
水産化学、畜産化学、放射線化学、乳化学、食肉化学、高分子化学、生物有機化学、環境汚染物質分析学、酵素化学、食品理化学、水産生理学、家畜生理学、植物生理学、環境生物学、応用微生物学、酪農微生物学、病理学、医学概論、解剖学、医化学、産業医学、血液学、血清学、遺伝学、寄生虫学、獣医学、栄養化学、衛生統計学、栄養学、環境保健学、衛生管理学、水産製造学、畜産品製造学、農産物製造学、醸造調味食品製造学、乳製品製造学、蒸留酒製造学、缶詰工学、食品工学、食品保存学、冷凍冷蔵学、品質管理学、その他これらに類する食品衛生に関する科目															
	<p>(3)施行規則第50条第4号に掲げる規格器具を用いて授業を行っているか。(施行規則第50条第4号)</p>	適・否													
4	<p>届出に関する事項</p> <p>(1)届出書の提出が必要とされる事項の変更について、必要な手続きを経ずに学則等の変更し、運用していないか。 (施行令第16条、施行規則第53条)</p> <p>①変更にあたり、変更後1月以内に届出が必要な事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○養成施設の名称及び所在地 ○養成施設の設置者の名称、所在地及び設立年月日 ○養成施設の長の氏名及び住所 ○各年次における科目の履修に関する計画、単位数及び必修科目又は選択科目の別 ○入学定員 ○入学資格及び時期 ○修業年限 ○教授用及び実習用の機械器具及び図書目録 ○校地及び会社の図面及び配置図 ○学則(養成施設に係る部分の変更に限る) 	適・否	・過去の届出書類												
5	<p>その他</p> <p>(1)養成施設として業務の自己点検を行い、改善に努めているか。</p>	適・否													

点検結果に係るコメント(否となった項目についての原因と改善点等を記載)		
-------------------------------------	--	--

※記載要領

①判定は確認書類との突合により実施し、法令に基づき適切に実施されている場合は「適」、そうでない場合は「否」とする。

②確認事項の判定は設置者自らが行うこととするが、補助者を置くことは差し支えない。

なお、補助者を置く場合は、設置者が判定内容を把握しその実施に責任を負うものとする。

実施日:令和 年 月 日

設置者氏名:

記載者氏名: